

平成28年度情報管理業務に関する事業計画書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 事業概要

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を適正、確実かつ効率的に実施することとしている。

中長期的には情報管理業務を安定的、効率的に遂行するとともに、自動車ユーザー及び関連事業者等(法第82条に規定する関連事業者等をいう。以下同じ。)からの情報提供ニーズを踏まえ電子マニフェストシステムに蓄積された情報等の発信を積極的に行っていくことで「循環型社会の実現」への貢献拡大を目指す。

平成28年度においては、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの安定稼働を維持するため、電子マニフェストシステムの改善活動をベースに以下の取組を重点的に実施する。

1. 自動車リサイクル制度の安定運用に寄与できるよう、自治体及び一般社団法人自動車再資源化協力機構(以下「自再協」という。)との連携強化に伴う情報提供や関連事業者等の利便性向上を目的に電子マニフェストシステムの改善を行う。
2. 平成27年9月に産業構造審議会産業技術環境部分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)において提言された移動報告等を活用した自治体の監督・取締りの強化等の課題への対応に積極的に取り組む。

II 事業内容

平成28年度に情報管理業務として実施する主要なものは以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び自治体への遅延報告を含む。)を行うとともに、理解普及活動及び適正処理促進の為に、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な開示に努める。

また、電子マニフェストシステムの利用実態を調査・分析し、システム運用の円滑化を図るべくシステム改善活動を実施する。

- (1) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者の利便性向上を目的に、当該事業者自らが事業者登録情報を修正可能とする「事業者登録情報修正機能」について平成29年度のリリースに向け、企画、設計及び動作確認を行う。

また、上記の事業者等のリサイクルシステム習熟度向上を目的とする「操作練習ソフト」について平成29年度のリリースに向け、企画、設計及び動作確認を行う。

- (2) 報告書において提言された自治体指導の円滑化及び徹底に向けた環境整備等の課題に対し、自治体による適正かつ迅速な管内事業者の監督・取締りを可能にするため、報告徴収機能の操作性向上を考慮したメニュー項目の統廃合等の「報告徴収システムの機能集約化」について平成28年9月のリリースに向け、マニュアル改定及び自治体への周知を行う。

また、自治体及び自再協との連携強化により、「管内事業者の移動報告長期滞留事業者」及び「自治体の立入検査等の好事例」等の情報を自治体の報告徴収画面に定期的に掲載する仕組みについて、平成29年3月のリリースに向け、動作確認、マニュアル改定及び自治体への周知を行う。

2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者等や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問い合わせ対応及び事務作業について適正に処理出来るよう、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な稼働を目指して運営する。

(1) 平成28年10月に委託事業者が変更されることに伴い、業務移管がスムーズに行われるよう「新旧委託業者の移行支援」を実施する。

(2) 平成28年4月より業者登録業務を自再協から情報管理部へ業務移管することに伴い、業務の効率化や利便性向上を目的に、「業者登録申請フォーマット等の改定」を平成28年7月までに実施する。

3. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力)

関連事業者等からファクシミリを使用して書面の提出により使用済自動車等の移動報告を受けたときは、法第117条第1項の規定により定められた情報管理業務規程(以下「情報管理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する。

4. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容について書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付する。

5. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取り情報に係る送信の受託)

自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を資金管理法人へ送信する。

以上